

平成29年度事業計画書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

1. 当面の方針及び調査・企画管理に関する事業

1-1 当面の方針

- (1) 業界を取り巻く環境が急速に変化している中で、コンプライアンスを確保しつつ、公益を目的とする業界団体としての機能を発揮し、我が国を基盤とするベアリング産業が重要な機械要素産業として更なる発達を遂げ、我が国産業・経済の発展に資するため、諸般の公益的事業の企画・実施・レビューを行う。
- (2) 当工業会は、平成23年に競争法に係る一部会員会社への調査が開始されるなど、競争法に係る諸事案の発生が続き、現在その経緯を辿っている最中、内外の諸般の状況から引き続き厳しい制約下にある。これを受けて、当工業会は、平成24年度の創立総会以来、「当面の方針」に従って運営を進めてきたところである。平成29年度においても、基本的にはこれを踏襲しつつ、更なるステップアップを図っていくこととする。

具体的には以下の通り。

- (3) 当工業会の運営については、引き続き、当分の間を「暫定期間」と位置付ける。
平成23年から既に6年目を迎えている中で、当工業会を取り巻く内外の諸環境が流動的でかつ多岐に亘りこの趨勢が継続してきていることから、この期間は中・長期的タームを念頭に置いた期間とする。また、この終期については、当該制約の大幅な減衰などの変化をもって、その終期と考えることとなるが、あるひとつの時点をもって瞬時に当工業会が衣がえするようなことを想定することは現実的でなく、終期そのものに幅をもたせフェイド・アウトの過程とみなす必要がある。今後こうした過程を積み重ね終期の完了を探っていく。
- (4) 暫定期間においては、内外の諸環境を勘案しつつ、特に改革に注力する。改革においては、現実的対応として、可能なものから時宜をとらえ、漸次段階的に押し進めていくこととする（以下「段階的アプローチ」という）。これは、平成23年度以来の実態でもある。
- (5) 内外の環境変化が永続する中であって、改革も暫定期間に限られたものではなく、将来に向かって永続していくべきものである。こうした改革を進めていく中で、「21世紀型のスマートな業界団体」への「変革」を果す。今般の事態を「変革」の契機と積極的にとらえ、こうした改革の先の到達点として、新たな理念・組織制度・マナー（運営のあり方など）を整え新時代に総合的に適合した「新生・日本ベアリング工業会」を目指す。これら変革への対応については、引き続き専務理事をこの担当理事に指名する。

「変革」は、局所的対処療法であってはならず、「総合的」であることが肝要であ

る。また、「変革」は形だけで済むものでもない。工業会、会員等すべての関係者が自らの意識を改革し、意識面での「変革」という裏打ちを整えていくことが肝要である。

- (6) 基本理念については、平成24年度以来、「コンプライアンス確保」及び「公益的事業への純化」の2本柱としている。

今般の事態にあるからこそ、コンプライアンス確保の努力に合わせ、公益的事業を持続的に推進する姿勢を内外に示していくことが特に重要である。

- (7) コンプライアンス確保について引き続き努めていく。

平成23年7月以降、当工業会は、工業会・会員とが一体となってコンプライアンスの強化を図っていくためアンチトラストに係る顧問弁護士（リーガルカウンセル）への委託を開始した。今後ともこれを継続し、適切な指導を受ける。また、必要に応じ、労務に係る顧問弁護士等その他の外部専門家からの適宜適切な指導を受ける。

そのもとで、諸手続きを含め、組織制度・運営について、リーガルカウンセルと相談しながら、コンプライアンス確保の観点からの改革を進める。その中で、効率的かつ的確なコンプライアンス確保がなされた組織制度・運営の構築に努めていく。また、そのソフトウェアに当たるリーガル・マインドについても、工業会、会員等すべての関係者においてその向上に今後とも努めていく。とりわけ、事務局職員においては、そのリーガル・マインドを基礎として、工業会の弁護士等の意見を自ら咀嚼し判断力を培うことにより、運営手法・ノウハウの熟度向上を図るよう一層努めていく。

- (8) 事業については、コンプライアンス確保の観点からも事業目的は明確かつ限定的であるべきで、これに則した「公益的事業への純化」の基本理念に沿って、既にこの純化を進めてきたところである。今後とも、内外の諸環境に則したニーズを踏まえ事業の改廃・創設を行いつつ、その的確な事業推進に努める。

また、事業推進の基盤となる仕組み（組織制度・運営）についても引き続き改革を進める。これは上述の「コンプライアンスの観点からの改革」と表裏一体となるものである。

平成23年7月以降、輪番制を基軸とした会長ローテーション、部会制度等の従前の仕組みが立ちゆかなくなったので、従前の部会制度を廃止し、これに替わり、既にデファクトとなっていた「事業担当制」に移行した。事業推進にあたって、個別事業ごとのリーダーシップをとる担当を各会員にお願いする必要があるが、「事業担当制」とは、これを従前の2年ごとの短期的・定期的・機械的な輪番制でなく「適材適所」によることを原則とするものである。これに限らず、この「適材適所」は今後の当工業会において広く適用される原則と位置付けられる。「事業担当制」は部会制度に換わり事業推進の根幹となるものであるので、この定着・発展に努めていく。

近年、国際化の進展等環境変化が著しく、I S O標準化をはじめ各種事業においてその高度化が要請されてきている。こうした中で、長期的視点において、内外の諸環

境に則したニーズを踏まえて事業を実施していくためには、①常に広くアンテナをはり、そのニーズを先見しつつ、②実施基盤の重要なファクターである専門家を育成・確保していくことが大切である。今後将来に向けて、工業会事務局、会員ともども、改革の一環として、こうした点にも注力し適切な事業推進に努めることとする。

- (9) 以上の通り、理念の2本柱に則した改革を、定款など根幹も含め、今後とも聖域なく進めることとする。定款に関しては、平成28年度に顧問制度の廃止を行ったところであるが、平成29年度においては、当工業会への入会に関し、会員資格の適格性を確保するため推薦制を導入するなど、入会手続きの見直しに伴う定款等の変更を行う。また、「組織改革中締め」(注)に関しては、国際部会関連等についての検討を継続する。

(注)平成27年3月に決定した組織を中心とした改革の中間的整理。正確には、工業会の組織を含む仕組みに関する関連文書の改廃等の整理のための「中間とりまとめ」。

- (10) 仕組みの改革については、外発的要因を受けての変革も行われてきている。当工業会は、平成24年4月に一般社団法人に完全に移行し、準則主義に基づく法人法(※)にのみ従った自主的運営を行っていくこととなった。

もとより当工業会は「コンプライアンス確保」を理念のひとつの柱としているが、これと軌を一にして組織の運営・管理等の内部統治をはじめとする法人法に規定されるコンプライアンス確保を徹底させ、透明性、due process 確保の基盤の上で、適正な運営に努めていく。

※「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

同時に、一層の自主的運営が確保されたことを踏まえ、暫定期間中であってはとりわけであるが、定款をはじめとする各種の改革を一層柔軟に推進していくこととする。

- (11) 以上を踏まえ、平成29年度も、経済情勢に不透明感がみられることにも鑑み、可能な節減に努めつつ、必要な項目には重点的に予算を配分するなどして、効率的な予算運営と事業推進を行う。
- (12) 事務局における作業はもとより、事業実施、各段階での意思形成・決定など、全般にわたって電子的手法の活用を適切な範囲で一層推進し、工業会内部におけるコミュニケーションの効率化及び緊密化を図る。但し、これは、「なんでもかんでも」電子的手法に置き換えるというIT一辺倒の考えではない。工業会職員が個別に会員の方と会って相談する、その際は相互に足を運ぶように心掛けるなど、人と人の触れ合いも大切にすることに意を置くこととする。こうしたことで、会員・事務局一体となって、業界団体としての公益的事業の推進に協業していく。
- (13) 以上の当工業会の新しい道筋は、「業界団体」のあり方についての一つの道である。我が国においては多種多様な産業が存在し、従って、各々の「業界団体」のあり方も多様であることを付言する。

1-2 調査・企画管理に関する事業

(1) 諸事業の推進、及び政府等への協力・要望などに関連して、内外の関連情報を収集する。

とりわけ、政府、政府機関等公的主体が作成・公表する政策提言・ビジョン、調査レポート、統計等の収集に努め、その動向をフォローする。統計等の一次データについては、その設計変更の動向にも留意し適宜適切な対応をする。また関連業界や諸経済団体との連絡・意見交換及び協力を行う。

(2) ベアリングの生産、販売、貿易等に関して調査を実施し、当会における事業活動の基礎資料とするとともに、政府及び関連業界に対して、ひいては国民一般に対して、広く情報を提供する。

①ベアリングの生産、販売、輸出、在庫、資材及び労務の状況を調査する。

②ベアリングの主要部門別販売状況を調査する。

③ベアリングの海外における生産等の状況を調査する。

④国内及び海外におけるベアリングの生産等の実態を調査研究する。

⑤経済産業省の機械統計、内閣府の機械受注統計、財務省の輸出入貿易統計、アメリカ及びユーロ圏の輸入統計等の資料を収集し、ベアリングに関する基本統計を整備する。

(3) 政府及び日本経済団体連合会や日本機械工業連合会等の関係団体等に対して、施策の周知徹底・調査依頼への対応などの協力を行うとともに、施策などに関して要望や実情の説明等を行う。

税制改正要望については、当工業会が加盟している日本機械工業連合会が策定する「機械産業の税制改正要望」について協力を行う。同連合会の理事会・総合役員会等においてその要望内容を検討するとともに、総務連絡会委員に報告し、当業界として賛同できない要望がないことについて確認を行う。また、同連合会から個別の重点要望について賛同団体となる要請等があった場合に直ちに賛同などの対応ができる体制をとる。賛同団体となった場合には、直ちに理事・監事に報告を行う。

(4) 公益的事業推進のため、総務連絡会において、理事会や総会の内容を説明するなどにより、工業会活動の現状等について認識を共有し、委員会各社の管理部門から支援をしていただくとともに、既存の委員会で対応できない課題・問題が発生した場合に、第一義的相談窓口となつていただく。

(5) 平成29年度の当工業会に対する寄付等の要請への対応については、①「スポーツ振興資金財団財界募金」、②「警察協会 救援援護事業」、③「経済広報センター会費」の継続3件に関し、工業会予算に計上のうえ、工業会として寄付を行う。

上記以外に当工業会に対して寄付要請があった場合は、理事会、総会における検討など、当工業会の適正な手続きに従い、拠出する場合は、適切な年度における当工業会の予算に計上し対応する。

(6) 予算・資金管理、安全・セキュリティー管理を適切に行う。とりわけ当工業会事務所内の防災対策の整備、防災情報の収集・分析を含め、災害時の公益的事業継続の観点から引き続き所要の検討を行う。

また、総会、参与会、理事会、各委員会等の当工業会の会合において、会合開始冒頭に防災の観点から避難経路図の説明を行うなど、防災対応を進める。

2. ISO/TC4への積極的な貢献とベアリングに関する規格、基準の作成及び普及に関する事業

(1) ISO/TC4への積極的な貢献

ベアリングに関する国際規格の制定・改正につき、ISOの日本代表組織であるJISC*のベアリング部門の役割を担うISO対策転がり軸受委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、ISO/TC4及びその下のSCの審議に積極的に参画する。これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与していく。

*JISC (Japanese Industrial Standards Committee, 日本工業標準調査会) は経済産業省に設置されている組織(経済産業省 産業技術局 基準認証ユニット)で、ISO及びIECに対する我が国唯一の会員として、国際規格開発に参加している。

TC4における組織再編検討の結果、平成23年10月に、新たなSC(分科委員会)としてSC12(玉軸受)が設置され、その幹事国を日本が担当することが決定された。

幹事国を日本が担当することは、日本のISOへの長年の貢献に対する評価の結果といえ、TC4において日本がSCの幹事国を担当したことは今までになく、これはベアリングにおける標準化の歴史においても画期的なことである。同時に、我が国及び世界のベアリング産業の発展へ大きく貢献することにつながるものである。従って、幹事国業務という有意義かつ新たな役割を実質的に担う工業会として、これを全うすべく、以下のとおり、的確に幹事国業務等を遂行し、将来的にも安定的に継続できるよう、工業会内における体制整備等必要な準備を進めるとともに、TC4における業務への積極的参画など、国際貢献に努めていく。

第一に、SC国際幹事及び議長の適切な活動を確保するため、工業会における将来の国際標準化推進室の設置を見据えて、過年における技術職員補充も踏まえて、中長期的視点をもって工業会全般に亘る適切な人員配置等の対応を行う。こうした対応をとることは、ISOにおける日本への評価を一層高め、日本にとって意義のある活動を確保することとなる。

また、工業会が輩出し、JISCが任命した国際幹事及び幹事国が指名した議長が、

既にその活動を着実に進め、幹事国の基盤を固めているところであるが、今後とも国際幹事及び議長をはじめとする関係者による戦略的な活動を加味して適切なS C運営を図っていく。幹事国の具体的な活動としては、平成26年11月に設置した新たなWG（WG1、セラミック球の強度試験）における新規規格開発への対応、担当規格のメンテナンス及びISO/C S（中央事務局）などの関係機関との調整等があり、これら活動に対して幹事国として適切にその責務を果たせるよう推進する。

第二には、TC4における業務への積極的参画を行う。現在、TC4では、平成29年5月にアトランタ（TC4総会）、秋にストックホルム会議が予定されている。これらの会議へ、国代表者、S C国際幹事及び国内審議委員会（工業会）事務局として、積極的に参加・貢献することとする。

第三には、TC4における個々の規格審議に関しては、ハイブリッド軸受の定格荷重及び寿命規格の制定、グリースノイズ試験規格の制定、用語規格の改正など、様々な標準化業務が併進している。上記の会議への参加等を通して、幹事国の一角を担う責任と立場を自覚し、ISOが定める国際標準化業務指針の順守など適切な対応を行いながら、一層の貢献を示していく。

第四には、TC4へ永続的・安定的に貢献していくため、適切に専門家等人員の確保を行う。これを遂行するに当たっては、特に以下の観点に留意して行う。即ち、ISOに関わる欧米の専門家は長い期間ISOの業務に携わることが一般的であり、日本が規格審議の現場で彼らと対等に討議していくためには、適切な人材が継続して対応していく必要がある。従って、然るべき中期的期間その任務を担うことが望ましい。また、専門家の交代が行われる場合においても、十分な引き継ぎ期間を設けること、及び後任者を計画的に育成するなど、切れ目のない対応力の確保を図ることも重要である。

第五には、国内において、国際標準の普及という公益的事業の観点から説明会などの情報提供を積極的に行っていく。

第六には、ISOにおいては、その国際的機関としての機能確保のために高度なIT化が必須との認識のもと、これを強力に推進してきている。ISOに貢献を果たすべき当工業会としては、こうしたISOのマナーに着実に沿っていきけるよう、幹事国業務、国内審議体制及び投票体制の電子化を更に推進する。

(2) J I Sの制定及び改正

ベアリングのJ I S規格について、工業標準化法に基づく手続きに対応した機関であるJ I S転がり軸受原案作成委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、制定及び改正の原案作成を行う。こうしたことにより、我が国の工業標準化に貢献していく。

とりわけ、29年度においては、GPS（製品の幾何特性仕様）をJ I Sの転がり軸受では初めて適用した転がり軸受の公差の規格が改正発行の予定である。これは産

業全般に亘るGPSの普遍化の潮流の中にあつて、GPSがベアリングにおいてJISに適用される第一歩となるものである。これを踏まえて工業会として標準の普及という公益的事業の観点から情報提供（説明会及び資料提供等）を更に積極的に行っていく。

JISC等の更なる電子化に対応し、JIS審議体制及び原案作成の電子化を更に推進する。

これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与していく。

(3) BASの制定及び改正

WTO/TBT協定「適正実施基準」のルールに従い、計画と制定・改正案の公表を国内外に実施して広く意見を求めながら、BAS規格につき所要の制定・改正を行う。

(4) 関連団体との協力

国際標準化活動において、関連団体との相互協調を図るべく協力を継続して行っていく。具体的には前年度に引き続き、経済産業省（JISC）にて行われている、ISOの上層委員会（総会、理事会及び技術管理評議会）への日本の対応を目的とした国内審議委員会への委員参加を行う。また、日本規格協会が主催するISO国際標準化研修の講師として参加する。上述の対応を含め、国際標準化に関係した各種施策に対して積極的な協力を行っていく。

更に、GPSを扱うISO/TC 213（製品の寸法・形状の仕様及び評価）が、29年8月～9月に東京にて国際会議を予定している。日本規格協会が事務局を務めるTC 213東京大会実行委員会から要請のあった資金協力（国際会議費用の助成金15万円）を工業会として行う。

こうした対応は、関連団体における有益な情報を得る機会を確保することのみならず、国内での相互協調を促進し、日本の国際標準化におけるプレゼンスを向上させることに繋がるため、これを推進していく。

3. 海外市場施策及び国際交流に関する事業

(1) 主要海外市場における動向を調査し、貿易・投資等に関する法規等の資料を収集しつつ、通商対策専門委員会等を通して、WTOを基軸とした世界の自由貿易体制の増進に係る日本政府への協力をはじめとする所要の海外市場施策を推進する。

①バード修正条項対抗措置

米国は、バード修正条項を平成18年に廃止したが、平成19年10月1日以前の通関については分配の対象とする経過措置を残した。これに対し日本政府は対抗措置を実施し毎年延長していたが、平成25年、26年の分配額は小額であり且つ日本製軸受に係る分配がなかったため、それぞれ翌年9月改訂の追加関税率は0%となった。また平成27年の分配額も12月に公表された時点では、小額であったことから（且

つ日本製ベアリングに係る分配はゼロ)、日本政府は平成28年9月改定においても引き続き税率を0%と決定した。しかし商務省は、異例の形で平成28年3月28日に平成27年分配の修正版配布レポートを公表し、日本製ベアリングの留保分が分配されていることが判明した(分配時期が平成28年3月だったため、日本政府の制度上、平成28年での対抗措置発動はなかった)。更に、平成28年12月にも平成28年分配が行われた。以上を踏まえ、現在日本政府は対応を検討中。仮に対抗措置を発動する場合には、両年の分配とも平成29年9月からとなる。日本政府から対抗措置について当工業会が意見を求められた場合は「対抗措置の対象品目選定においては、ベアリングは外してほしい」旨のみを伝えることで、国際部会、理事会で既に決定してきており、これに基づく対応を図る。

② 商務省新プログラム

平成24年の日米政府間覚書を踏まえ、同年に米国商務省がゼロイングを廃した新ルールを発表したが、他方ではダンピングマージン率の予測が不可能な新プログラム(DPA: Differential Pricing Analysis)を他国のレビューで適用し始めている。日本についてもこれによる新たな提訴が起り得るため、引き続き日本政府に協力し、米国の動向を注視する。

③ 上記の対米通商問題に加え、ベアリングに係る通商問題全般に的確に対応していくこととする。特に、近年重要性を増している、日本政府が推進するEPA・FTAについては、特惠関税に係る原産地規則、原産地証明という実務的課題につき、工業会としても政府に協力を行っていく。

④ 日本政府の輸出規制措置に関し、日本政府より要請があった場合には、適宜適切に安全保障輸出管理専門委員会を通じて協力していく。

(2) 偽造業者の国際的なネットワークが進化し、偽造ビジネスのグローバル化、分業化が進行しており、偽造問題は中国だけにとどまらない世界レベルでの問題になってきている。また、偽造問題は、商標権侵害だけの問題ではなく、むしろその本質は社会的責任(CSR)に係る問題として取り組むことが求められているものである。特にベアリングの場合は、品質の定かでない偽造品の危険性は人命・安全に深く関わるものであることから、その国際的な責任は重い。

不正商品対策専門委員会は、WBAによる対策活動への貢献、当工業会としての持続的な対策を実施し、また、これに関連して、JETRO、IIPPF等、政府関連機関、知財保護関係に携わる組織・団体との更なる協力・連携・活用を図ることにより、偽造対策を推進する。

WBAによる偽造対策活動は、特に中国税関ロビーに関して著しい効果が認められる。また、各地の公安などの中国執行機関へのロビーイングも、ベアリング偽造品問題に関する意識を高めていくことが出来ており、引き続きWBAによるロビー活動を当委員会の最重要な活動の一つとして推進していく。また、昨年から新設されたアジ

ア・太平洋地域への対策については、シンガポールに焦点を当てることとなっており、これを推進する。

政府機関の J E T R O が中国で主催している中国 I P G 内に設置されているベアリングWGは、事務局体制の事情などを受けて、平成28年度をもって一旦休会とした。今後、本WGの再開の可能性を含め、上記WBA以外での偽造対策についてのあり方について、過去の事業展開の経緯や偽造問題の現状を踏まえ検討する。

(注) Intellectual Property Group ; 模倣品や海賊版といった権利侵害など知的財産権に関する問題に対処するため、平成12年にJETROを事務局として発足した日系企業の団体。

(3) WBA (世界ベアリング協会) においては、平成21年よりアンチ・トラスト・コンプライアンスの体制を確保し、アンチトラスト弁護士(ベーカー&マッケンジー)によるリーガルチェックとモニタリングのもとで、首脳会合、委員会*が運営され、各分野の活動が進められている(*現在は偽造対策委員会のみ)。諸般の事情の中、可能な範囲での対応を進め、WBA活動の継続と発展を図り、その成果を享受するとともに、国際的責任を果たすよう努める。WBA専門委員会を中心に総会に向けて十分な検討を行っていく。

①2011年以降制約下にあるJBIAは会長職就任の貢献を久しくしないままであったが、昨年9月シカゴ総会において、内山NSK社長がWBA会長に就任した(任期2年)。平成29年、30年の総会において、JBIAがWBA全体を仕切るとともに、総会のホストも担うなど、WBA会長団体として適切な貢献を果たす。

引き続き、JBIA代表の2名は、内山WBA会長・NSK社長と安形WBA副会長・JTEKT社長で対応する。

②次回総会(JBIAホスト)

平成28年9月28日開催のWBA総会において次回総会及び付随する会合の日程が次のように決定された。

- ・JBIAホストにより、平成29年9月28日午前に東京(シェラトン都ホテル東京)で開催。
- ・それに合わせ、26日午後に事務局会合、27日及び28日午後に偽造対策委員会を開催。
- ・27日夜、Welcomeディナー(立食)開催。JBIA会員企業にも参加オープンとすることを予定。

③偽造対策

平成27年のシカゴ総会で偽造対策委員会に集中すると決まって以来、WBAの事業は偽造対策のみとなっている。

偽造対策委員会は、日米欧7企業、及び各団体事務局によって構成されており、議長はFEBMA(SKFのゼネラルカウンセル)が務め、プログラムごとに主導団体と事務局を決め、基本的にJBIAは全体の事務局を務めるというマルチ体制として

いる。首脳会合と連結しての委員会会合で成果評価と計画立案を行い、また必要に応じて電話会議を開き、進捗調整を図っていく。

a. 中国（J B I A 主導）

・ 中央政府ロビー

W B A 偽造対策委員会参加各社の代表と事務局が、4月頃を目途に中国税関総署知的財産権保護部と商務部の全国打撃侵権假冒弁公室を訪問する。会合のアレンジは当工業会が現地代理人を介して行う。

・ 中国地方政府機関へのロビーイング

地域として山東省と広東省を選択。税関は済南税関及び黄埔税関を、執行機関は山東省、広東省の公安など（各社のレイド実績次第で決定）をW B A 偽造対策委員会参加各社の代表と事務局が訪問する。会合のアレンジは当工業会が現地代理人を介して行い、6月に山東省訪問、8月～9月に広州市訪問を予定している。

・ ロビー地域のレイド

ロビーをより効果的にするため、上記の山東省、広東省でのレイドを、所定の期限内に実施することが7社それぞれの義務となっている。それぞれ地域のレイド期限は、訪問の約1か月前となる見込み。

b. E U ロビー活動（F E B M A 主導）

S K F がW B A 代表としてB A S C A P（Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy）の会員となり、共通の解決策を求め、重要な分野をモニターして、W B A の関心事項があればB A S C A P のW G に参加していく。

c. ブラジルロビー

2017年は団体としての計画は立てず、各社はブラジルでの活動を続け、その結果を委員会にフィードバックし、2018年のW B A 活動の計画の判断材料とする。

d. アジア太平洋地域

シンガポールに焦点を当てる。今後、ロビー先など、具体的な活動を計画する。また、シンガポールで偽造対策委員会を併催するとともに、現地市場の視察や関係当局と面談を行うことも検討に含まれている。

e. キャンペーン活動（A B M A 主導）

毎月第一水曜日に、広報分科会（T I M K E N を除く各社から選任された広報専門家がメンバー）の電話会議を行い、新しいW E B サイトのデザインやビデオの提案をする。また、しばらく更新のなかった7社の輪番制によるホットニュースの掲載を再開する。

(4) S K F、シェフラー、N T N、T I M K E N の4社から構成された作業グループが平成29年2月に設立され、共通のトレーサビリティシステム（Authentication System）構築について検討している。本件は、一昨年（2016年）のシカゴ総会において、ダニエ

ルソンSKF社長が、ITによるトレーサビリティを偽造対策のツールとして活用できないか検討するべきとの発言を受けたもの（イメージは、パッケージに印刷された二次元バーコードを流通末端等においてスマホでスキャンし、データベースと照合できるもの）。この動きについて注視していく。

4. 生産及び経営の高度化に関する事業

(1) 環境対策事業

地球環境問題に関し、当工業会として従来から行っている会員各社の各事業所における地球温暖化対策（CO₂排出削減）及び循環型社会形成に向けた対策（産業廃棄物削減）について、フォローアップを含め推進する。

地球温暖化対策については、経団連の「低炭素社会実行計画」を軸とした形で業界全体での推進を図る。同計画は、2013年度より2020年度までの期間を対象としている。当工業会は経団連のひとつ前の「環境自主行動計画」に引き続き、この「低炭素社会実行計画」に参加している。新たな目標を以下のとおり策定し、その目標に向け業界としてCO₂排出削減を定着させ、軌道に乗せるよう努めていく。

また、同計画に参加されていない会員企業に対しても、企業独自のCO₂削減目標の設定を行ったり、工場における省エネルギー対策を実施するなど、可能な範囲で、また各々のやり方での取組み努力を呼びかけていく。

【目標】

2020年度におけるCO₂排出原単位を1997年度比23%以上削減することに努める。但し、前提条件として、①電力の排出係数は3.05CO₂/万kWhに固定する。②2020年度の生産量は、2012年度レベル以上とする。

また、経団連の「低炭素社会実行計画」では、取り組むべき分野として、上記の「目標数値達成に向けた取組み」の柱を含め全部で4本の柱としており、そのうちの1つである「主体間連携の強化（低炭素製品による他部門での削減）」については、2014年度に「LCA（Life Cycle Assessment）の調査研究」を行った。この調査結果は、前回調査研究（2003年度）と同様の結果となり、素材、製造、輸送及び使用段階別のCO₂排出量は、使用段階における排出量が最も多いことが確認された。これを踏まえ、2016年度に機械製品に広く組み込まれるベアリングが、使用される段階でいかに省エネルギーに貢献しているかを示す事例を集めたレポートを取りまとめた。今後も状況に応じて、適宜、レポートのリバイズを行い、ベアリング産業の環境への貢献とベアリングの重要性について、業界の外部における理解の進展を図ることとする。

さらに、経済産業省及び経団連から「低炭素社会実行計画」参加団体に対して、2020年度以降の「低炭素社会実行計画」（即ち2030年度目標）の取りまとめを

行うよう要請があり、以下の目標を策定した。2020年度以降も、この目標に向け引き続き取組みを実行していくこととする。

【2020年度以降の目標】

2030年度におけるCO₂排出原単位を1997年度比28%以上削減することに努める。但し、前提条件として、①電力の排出係数は3.05CO₂/万kWhに固定する。②2030年度の生産量は、2012年度レベル以上とする。

また、循環型社会形成に向けた対策については、昨年度は以下の2015年度目標に対する最終年度のフォローアップを行った。結果として、2015年度の再資源化率は98.8%となり、「2015年度目標の95%以上」を達成した。また、2015年度の最終処分量は2000年度比90.3%減となり、「2015年度目標の90%減」を達成した。

【2015年度目標】

- ①2015年度の廃棄物の再資源化率を95%以上とするよう努める。
- ②2015年度の廃棄物の最終処分量を2000年度比90%減にするよう努める。

また、2016年度以降の循環型社会形成に向けた取組みについても、以下のとおり2020年度目標を策定し、目標達成に向け活動を継続している。廃棄物の再資源化率の向上及び最終処分量の削減が限界に近づいているものの、高い目標となっており、今後も更に努力を継続していくこととする。

【2020年度目標】

- ①2020年度の廃棄物の再資源化率を96%以上とするよう努める。
- ②2020年度の廃棄物の最終処分量を2000年度比91%減にするよう努める。

さらに、環境問題に関するアンケート調査や環境対策事例集などの情報提供を行う。また、上述のWBAにおける環境問題への取組みについては、現在停止しているが、今後、WBAで環境に関する動きがあれば、その時点で環境対策専門委員会が中心となって作業などを進める。

(2) 中小企業対策事業

近年の当工業会における組織改革の中で、中小企業対策事業の基盤として、中小企業対策企画委員会が設置されており、同委員会は、中小会員企業の関心に沿った中小企業対策事業を企画運営する。また、広く中小企業の課題を研究する場として、中小企業対策企画委員会のもとに中小企業課題研究会が設置されており、ここではリーガルチェックを行うこともビルトインされ、コンプライアンス確保の必要性が高いテーマについても機動的な検討を可能としている。以上の組織整備を踏まえ、一層の中小企業対策事業を推進していく。

特に、中小企業の経営の安定及び高度化を図るため、中小企業施策など（政府の中

小企業ものづくり補助金、税制改正の内容、下請取引関係や労働関係の法律の改正内容、事業継続計画（Business Continuity Plan）の作成支援など）の情報について、Eメールなどにより速やかに情報提供を行うとともに、中小企業対策企画委員会主催の各種講演会等を行い、その周知徹底や活用促進を図るとともに、政府に対して要望や政府からの調査協力を行う。

さらに、当工業会職員が中小会員企業に個別訪問し、工業会の活動状況や今後の運営などについて説明を行うとともに、情報交換を行い、密接な関係を維持するよう努める。

以上の活動を通じて、特に次の課題などに注力していく。

政府の中小企業ものづくり補助金や税制改正等について、政府の中小施策等に沿った形で会員の活用が一層図れるよう努める。会員の申請に際しては、関係機関からの指導等を適宜適切にかつ円滑に受けられるよう、工業会事務局が窓口となるなどの対応を行う。

また、当工業会のあり方等について、中小企業対策企画委員会委員と工業会会長との懇談会（第2回）を開催する。

また、昨年来の下請法の運用基準の改正や下請振興法の振興基準の改正などを念頭に、講演会開催などにより、中小企業の代表者が、各種の法律について理解を深め、中小会員のコンプライアンスの意識を高める。

さらに、事業継続計画（BCP）の作成支援については、経済産業省・中小企業庁及び各地域の商工会議所やBCPに関連するコンサルタント企業などからの情報を適宜工業会事務局が収集する。とりわけ、東日本大震災が発生した際に、被災地の取引先が生産停止になったことや、物流が寸断され部品調達が滞ったことなどの経験から、大地震の分野におけるBCPの情報収集とその蓄積に努める。これらの情報を中小会員各社に提供するなど、啓蒙活動に努める。

（3）労務・防災関係事業

労務関係では、雇用の安定、労働安全衛生の確保などに関して、政府の指導・監督を踏まえつつ、情報提供等を行い、労務対策の改善の一助とするとともに、労働法関連の法律の改正があった場合には、適宜情報提供する。

上記の観点から、JAM軸受部会（※）の要請に基づき「全国安全週間」のポスターの作成について、作成費用の一部を分担するなど協力を行うとともに、全会員に同ポスターを配布し、労働安全に対する啓蒙を図る。

（※）機械・金属産業を中心とした産業別労働組合の業種別部会の軸受部門

また、労働組合のある会員会社に春闘の結果を調査し、適法の範囲において会員会社へ情報提供する。

防災関係では、平成23年3月に発生した東日本大震災などに鑑み、大規模な災害が発生した場合において、会員への災害に関する情報の提供を行うとともに、政府調

査への協力及び政府への要望を行うとともに、上記のBCP対策を進める。

5. 広報に関する事業

- (1) 機関誌「ベアリング」を月刊で発行する。紙媒体の特性（i. 安定性・セキュリティ信頼性、ii. 保存性、iii. 資料性、iv. 読み物的な内容）を踏まえた役割に鑑み、読者の中心的ターゲットを会員会社とし、ホームページにはない情報提供を行っていく。

以上を踏まえた上で、会員にとって有用な情報を的確に提供するとの観点から、当工業会の中心事業として活発な取り組みを行っている技術標準化などの事業活動について掲載を行うとともに、統計などの一般情報についても掲載を行う。

- (2) ホームページにより、広く一般に対しベアリング産業及び当工業会への理解と周知を図るため、一般的で基本的な情報を引き続き提供していく。